公　告　第 807 号
令和8年10月9日

鈴与健康保険組合
理事長　太田　和彦

公　　告

任意継続被保険者の標準報酬月額について、下記のとおり公告する。

記

1．標準報酬月額（等級）　　３８０,０００円（第２６等級）
　　標準報酬日額　　１２,６６６円

2．算定根拠
　令和８年９月末日における全被保険者の同月標準報酬月額の平均額（３８５，３９０円）を適用する。

3．適用年月日　　令和９年４月１日

4．適用方法
　任意継続被保険者の従前の標準報酬月額（等級）が、第２６等級を超えるときは、上記標準報酬月額（第２６等級）を適用。
　第２６等級以下の時は、従前の標準報酬を適用する。

以上